

参議院内閣委員会會議録第五十三号

昭和三十一年五月二十六日(土曜日)午前十時四十二分開会

委員の異動

五月二十六日委員松浦清一君辞任につき、その補欠として三橋八次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事

青木 一男君

野本 品吉君

宮田 重文君

千葉 信君

島村 軍次君

委員

井上 清一君

本島 虎藏君

木村篤太郎君

西郷吉之助君

佐藤清一郎君

江田 三郎君

田畑 金光君

三橋八次郎君

吉田 法晴君

廣瀬 久忠君

政府委員

宮内庁次長

農林政務次官

農林大臣官房長

事務局側

常任委員

会専門員

説明員

農林大臣官

房文書課長

村田 豊三君

杉田正三郎君

大石 武一君

谷垣 專一君

瓜生 順良君

大石 武一君

農林省農業改良局長 庄野五一郎君

本日の会議に付した案件

○宮内庁法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより内閣委員会を開きます。

委員の変更につきお知らせいたします。五月二十六日、松浦清一君が辞任せられまして、その補欠に三橋八次郎君が選任せられました。

○委員長(青木一男君) 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。

○江田三郎君 今、宮内庁で御料牧場というのは下給だけですか。

○政府委員(瓜生順良君) 下給だけでございます。

○江田三郎君 前いろいろあったのはもう皆それぞれ整理されて、今関係ないのですか。

○政府委員(瓜生順良君) 前ありません。これは、国の、農林省の方の所轄になつておりました、今は関係ございません。

○江田三郎君 下給は、家畜の種類と牛、豚、鶏、綿羊、鶏、そういう種類でございいます。

○政府委員(瓜生順良君) 頭数は……。

○政府委員(瓜生順良君) 頭数です。馬が六十三頭、それから牛が五十頭、豚が八十八頭、綿羊が六十頭、鶏は、これは少し変動はありますが、五百七十羽というところであります。

○江田三郎君 馬は大体競走馬ですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは競走馬と農馬とあります。それで要するに、乗馬用のものが多いのですけれども、農馬、使役馬も使います。農馬もございいます。

○江田三郎君 牛はどういう種類ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 牛はホルスタインとジェールシー、ホルスタインの方が多いのですが、ホルスタインが四十二頭、ジェールシーが十頭ということでございます。

○江田三郎君 牛の方の乳の種類ですね。これはやっぱり何か乳製品を自分の、自家製でやられるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは乳製品はやはりこの牧場で作つております。これは宮廷でのいろいろな用途に使われますが、おもしろい用途に、なおその他余りましたものについては市場に売っております。

○江田三郎君 あそこは相当広いのでしょうか。で、まだもっと高度に利用するということになれば、もう少し利用できるのじゃないですか。

○政府委員(瓜生順良君) あそこは、終戦前に比較いたしますと三分

の二に減つておるわけでございます。それで今おります家畜の頭数からいいますと、必ずしも広いとはいえないので、農林省の種畜牧場なんかと比較いたしますと、おります家畜の頭数に比較いたしますと、そういう農林省の種畜牧場なんかに比べれば幾らか狭い、割合からいいますと……。

○江田三郎君 今大体収支とんとんぐらいにはいくのですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは今のところは収支とんとんまではいっておりません。この経費のかかります分の、経費は全体で四千三百万円ぐらいかかります。事業費とか営繕費、人件費合せて。収入の方ですと三千八百万円ですから、五百万円ぐらいの赤字になります。しかし、これは農林省の種畜牧場なんかと似たような関係の、要するに馬匹の改良とか、牛の関係でも改良しようとか、そういうような改良の関係のことも大いに含んでおりますから、普通の営業用の牧場と違う点もございいますので、これくらいはどうかと、そういふ点でございいます。

○江田三郎君 そんな必ずしも赤字を出さなければならぬとか何とかいうことじゃないですか。ただ割合、今までの歴史的な経過からして馬が多いですわね。私はこういう御料牧場というものが、乗馬用というふうなものに少し重点を置き過ぎておるのじゃないかという気がするのです。大体、宮内庁というふうなことになる、昔、馬車を使つたというふうなこともあるし、馬というふうなもの、一つの格式というか、権威というか、そういう事柄も、ある程度はこれは考えなければならぬというところは言えますけれども、もうそろそろ時代が変つてきたので、こういう御料牧場というものの、むしろ馬というもののよりもっと平和的な——平和的というところとこじつけのようだけれども、乳牛という方向へもう少しまだ比重を移されてもいいのじゃないか、それが同時に経営面から見てもいいのじゃないか、やはりホルスタインとかジェールシーというふうなものが牧草を静かに食つておるといふのは、見ても感じがよいものでして、馬も悪くないですけれども、しかし、この時代に馬なんというものは、實際僕ら意味がないと思うので、そういう点は今までのいきさつもありまして、うけれども、今後はもう少し馬と牛との比重を、少し牛の方へ切りかえてもいいのじゃないかという気がするのですが、そういう点はどうかお考えになりますか。

○政府委員(瓜生順良君) そういうよ

うな点、御意見なんか承りましたので、なお研究いたしてみますが、なお馬のこと、あそこ沿革も、最初馬が主であって、今いろいろなものが加わっておりますけれども、乗用馬を作りますのも、やはり宮内庁は儀式の場合は、大乗の信任状捧呈、そういうような場合には儀装馬車を出しまして、前後に馬で警衛というか、儀仗していくというので、馬を相当使いますので、やはり馬の需要も宮内庁自体もあるわけですが、やはり馬はほかの方でもやっておりますけれども、やはり自分の牧場でやった方が向くもので、しかもそれを値段に直して考える場合も、ほかから買うよりも安くできるといふような点もございますので、馬をずっと減らすかどうかというその点は疑問の点もございます。昔から見れば減っておりますが、しかし御意見のような点も尊重いたしまして、十分また研究はいたしていきたいと思ひます。

○江田三郎君 儀式に馬が要るのも、要るといふ要るのですけれども、しかしなくともいいわけなんです。たとえばそれはパッキンガム宮殿のところ昔ながらの赤い上着を着た歩哨がいます。しかしイギリスの皇室が昔の儀式をそのまま残しているから、日本として残さなければならぬというのじゃない、私はやはりこういう新しい憲法のもとで、皇室というもののあり方が非常に変わって来れば、ああいふ儀式のやり方というものの相違ない切ってお愛えになつてもいいのじゃないかと思ふのですけれども、そこがまだ古い言葉が残っているように、古い儀式というものを何かあなたの方では手をつ

けたらならぬことのように、少しこだわられすぎているのじゃないか、そういうことが人間天皇と言われながら、やはり「孤獨の人」が出てきたり、あるいはまた似通つた問題がいろいろ言われるのじゃないかと思ふので、まあそういう全体として宮内庁のあり方をより民主的にする、より近代的といふ面から、合理的といふ面から、そういう面から御料牧場というふうなもの、もう少し馬というものを減らしてもいいのじゃないか。これはまあ私の考えですから別に答へいたさなくてもいいです。

それからもう一つは、正倉院の付属機関がありますが、この間うち問題になっていました。正倉院のことが……。あれは一体どういふことなんですか。私も新聞で見ただけでよくわかりませんが、相当宝物などがほこりていたんだというふうなことも安倍先生あたりが言っておられたのですが、実際どういふことになってい

○政府委員(瓜生順良君) 正倉院の裏の方に新若草山という、そこへドライヴ・ウェイを作られて、そのドライヴ・ウェイを作るに於いての手續としては、建設省、それから運輸省、それから史蹟という関係で文化財保護委員会の方の許可を要するといふような点があつて、そういうような許可が全部十分にはたされてないのにまあ実際はその道ができておる。そしてそこを車が通つておるといふような、そのほこりが正倉院の方にもくるから正倉院の御物に悪影響があるのじゃないかといふようなことが問題の中心点であり

ては、この文化財保護委員会の方からの照会にも基きまして、この問題についてはそういうような道路がでないことは、できないで済むならその方が好ましいのだけれども、しかし、やはり奈良の御光都市の独特のところでもありまゐるし、なお史蹟といふ面でもそれをそこなわなないといふような面でも工夫をされて、その関係から文化財保護委員会でも、許可をした方がいいといふふうにも少し考えられるならば、そういうふうな場合にはその弊害を、正倉院に対する害をできるだけ少くするように、できるだけ少くし、ないよう

にするようにといふ条件をつけてもらいたい、その道路については完全に舗装をする、ほこりが立たないように、それから道路のわきの方は芝を植える、なお灌木を植えて、そうしますとほこりが立ちませんから、そういうふうにしてもらいたいといふような条件をぜひつけてもらいたいといふように文化財保護委員会の方へは申し入れてあるわけでありまゝ。現在なおそのドライヴ・ウェイができましたが、その公道もありまゝ。そのドライヴ・ウェイができましたと、普通の東側にある公道を通る自動車の数も従来よりも多くなるというおそれもあり、しかしその公道の分については、ぜひそこを通らなければいけないという道ではなくて、ここはちょっと迂回すればその公道をはさずともできるの、なるべくそこを通らないようにしてもらえないかといふことを奈良県の公安委員会、道路交通取締法の関係で、できるだけそこを通らないようにしてもらえないか。人命財産に危害を及ぼす場合

は交通の整理ができるという、この財産の方ではなからうかといふことで、奈良県公安委員会にも申し入れ、中央の警察庁にもその意見を申し入れて、ところが警察庁の方でいろいろ研究されたが、その公道の部分は今すぐ交通禁止をするのは無理だ。人の歩くのはいいが、自動車だけを止めるわけにはいかない。自動車を止めるにも、もう少し研究し自衛して下さいといふことで、自衛して遠慮して下さいといふ立て札があつて、なお警察庁の方から自動車業者の方にも話があつて、そこを通らないようにしてもらいたいといふことで、ずっとそこを自動車を通るの

は減つております。そういうふうなことを請ひまして、なお文化財保護委員会と協力しまして、ほこりが多くなるということの影響はどういふものだろうかといふことで、影響の調査をやっております。これは大阪の気象台に依頼して私ども前からやっておりますが、さらに文化財保護委員会の文化財研究所というのがございまして、そこがさらにまたわれわれの方と協力をしてその影響を調査をいたしております。現在までのところは、まだ結論としてはどういふような大きな弊害があるかといふことが出ておらないのであります。常識的に考えれば、以前よりは悪いだろうといふことは考えられるのですけれども、そのデータとしてはまだはっきりしておりません。あそこにある御物は、もちろんそういうふうなほこりのないことをあくまでも考えなくちゃいかぬのですが、ある程度のはこりは従前でもあるのでありまして、しよつちゅうほこりといふものはあるのですが、それに対することも

ありまして、あそこにあります御物は箱に納められておるものは納められておる。それからガラス箱に入れ、その上に平生は布がかかつてあります。なおそのほかに、その上にまた別の布をかけてあるといふことで、平生はおおいはしてあるわけでありまして、むき出しになつておるわけではございません。なお曝涼のときには、昨年から特に殺虫器という機械を入れました、ほこり、ガスその他のものを吸い込んだものを除くように、曝涼のときにはそういう措置を講じておるのであります。われわれの方は防衛の方を、道路がでなくともほこりがあるわけですから、防衛の方に努めておるわけですが、道路がそういふふうに通ることによつて、従来よりもふえるといふことについては条件をつける、その条件はぜひ守つてもらいたい。ところが会社の方で、芝を殖えたり植木をやりたりしておられるけれども、まだ完全ではない。舗装されたが、簡易舗装なものだから、もう少しは上げておるものというふうなそういう問題があるものでありますから、文化財保護委員会の方の見を聞きまゝと、どうも会社の方にはんとうの誠意がないから、まだ正式の許可はできないといふように言っておられるというのが現状であります。

○江田三郎君 大事な文化財ですから、私はいろいろ宮内庁の中に古い言葉を残したり、古いやり方を残すといふことについては、あなたの方かなにかんこなんだが、文化財の保護といふことについては至つて消極的だと思ふのです。今、実際に被害があるかどうかを調査中だと言われまゝけれども、安倍先生のこの間の新聞談を見ま

ことが一財伝えられておったのでござい
ますが、今度できますこの会議とい
うものはそういう性格のものでござい
ますか、どうでございますか。

○政府委員(大石武一君) お答えいた
します。仰せの通りでございます。よ
く御承知のことと存じますけれども、
いろんな各研究所なりその施設がみん
なばらばらで、各局なり各庁において
ばらばらに運営されておりますので、
これを全部統合した参謀本部的な中心
のものにいたしまして、ここで問題と
なる重要な研究課題の方針をきめると
か、予算の配分をきめるとかいうよう
なことにいたさせる方針でございま
す。

○三橋八次郎君 それならば今度大臣
がおかわりになりましたとも、試験研究
機関の向うべき方向というものは常に
一定しておるといふうに解釈してい
いますか。

○政府委員(大石武一君) 仰せの通り
でございます。

○三橋八次郎君 さきに農林省では改
良調査会というものを設置されてま
して、いろいろ試験研究機関の機構や運
営につきましていろいろ研究されたよ
うに聞いておりますが、その結論はど
うなっておるのでございませうか。

○政府委員(大石武一君) 改良局の総
務課長にお答えさせたいと思います。

○説明員(庄野五一郎君) 昨年は改良
局所管の試験研究あるいはその他の試
験研究につきましては、新しい構想を
一つ打ち出そうということで、改良調
査会を局内に設けまして、大学の専門
家あるいは試験場の場長、そういった
学識経験者にお集まりを願っていろい
ろ御意見を拝聴したわけでございま

す。その中で研究いたしましたことにつきましまして、すでに御審議願いました改良資金助成法が一つ、それから普及制度の問題をどうするかという問題、それから試験研究機関の強化の問題、こういう事案について審議願ったのであります。これによって一部は予算化し、あるいは事務の運営をする、こういうことになりました。

○三橋八次郎君 今改訂調査会の内容を承わったのでございますが、その出ました結論は、今度できます会議にどういうように盛り上げていくのでございますか、その点を。

○説明員(庄野五一郎君) 今までは、改良局内におきます試験研究についての連絡なりプロジェクト・リーダー・システムについて、そういう問題について、調査会というものは局内の問題でございまして、審議したわけであつたので、その後、農林省の御方針として、各局に設置してあります試験研究機関につきまして技術会議というものが設置されると、こういうこと

になったわけでございます。改良調査会として研究いたしましたものを、さうにわれわれといたしましては総合調整、あるいは基本方針の樹立といったような従来のシステムを技術会議として取り上げられていく、こういうふうになるのではないかと思います。

○三橋八次郎君 この試験研究機関の指導調整、それから運営ということにつきましまして、この会議がうまくいきますには、やはり下部の意見をよく聞くということが必要だと思つてございまして、その下部の試験研究機関の意向を聞き入れるために、会議に意見をとり入れるためにどういうような手続がございませうか。

○説明員(庄野五一郎君) 会議は、農林省の付属機関として会議が設置されておるわけでございますが、各局の試験研究機関からは、調整課といったようなものが会議に設置されて、それが各局から盛り上げてきます、あるいは提出されます研究テーマあるいは方針といったようなものをいろいろ研究いたしました上で、会議において、委員会で総合調整をやる、こういうことになりまして、むしろ今まで各局の試験研究機関が、各局限りにおいてやもすれば試験研究のテーマと方針とが決定したとされておつた結果を会議まで持ち上げていく。全局にわたる試験研究機関についてのテーマの研究をやる、こういうことになるわけでございます。まして、むしろ現在上から下りてくるというよりは、各試験研究機関からいろいろ上りてきます試験研究機関の総合調整ということも、一つの会議の大きな仕事になる。それからもう一つは、農林省全体としては、やはりど

ういうことを基本的に持つていくかどうかという問題についても、十分会議において研究して、その方針のもとに試験研究機関においてそれを分担して、そして研究していく、上から下りてくるものと、下から上りてくるものと、そういう二つの道筋があるものと承知しております。

○江田三郎君 さつき改良調査会ですか、おれの結論というものは尊重されておると、こういうふうにおっしゃつたのです。そのうちね、あの改良調査会の結論というものは僕もよくわからんのですけれども、あの中の一環や、あるいは重点を置かれておるの事業費の増加ということじゃなかったのですか、それは今度きつちり尊重されていくわけですか。

○説明員(庄野五一郎君) 改良調査会では、それを一つの大きな結論にいたしておられます。それからプロジェクト・リーダー・システムの再検討というふうなこともございました。それが、事業費の増減に対する割合を、参議院の御要望もあつたように持つていくということにつきましまして、会議の経費の中に試験研究の強化の費用として一億円組んである。また試験研究機関の施設費として新規に一億五千万円、計二億五千万円が会議に新たにそういうような試験研究の促進費として組まれたわけでございます。十分反映しているものと存じます。

○江田三郎君 去年の参議院の農水委員会でも十分反映されておらぬと思うので、まだ十分反映されておらぬと思うので、これはまた私の質問のときにやります。

○三橋八次郎君 今お答えの中にあります

ました、下部の試験研究機関の意見を十分聞いてやるという下から盛ります。今までの下部から盛り上りてくる意見はそういうものが多かったものでございませうか。

○説明員(庄野五一郎君) 下部と申しますか、地域の試験場等、地域の試験研究機関として、地域をこえるものは全国的な段階において西ヶ原の農業技術研究所で研究をする、そういう状態でございますが、むしろ問題は、普及員を通じて農民の声が県の試験場に上り、あるいは県の試験場から地域に上ってくる、こういうようなシステムでございまして、そういう点につきましまして、たとえば災害等においても、育種の問題等いろいろな技術的には先生の方が詳しいかと存じますが、あるわけでございます。そういう点をプロジェクト・リーダー・システムで検討いたしまして、予算化して、こういうふうな改良局としては進んでおるわけでありまして。

○三橋八次郎君 提案理由によりますれば、この会議は農林省に立ちましかつて、農林省及び農山漁家の生活にかかわる試験研究の基本的計画を企画立案し、その方針に基づいて各試験研究機関の行う試験研究に関する総合調整、指導等を行うと、こうなつておりますが、この会議を新たに設立せずして、現在の機構でこのようなことが行えるかどうかということが一つ。それから現在の組織のままでも金を出しますればばい運用できるように思われるが、これはどうか。それから金がないために連絡会議が開かれず、また資料のプリントもできない、そのために研究者が相互の連絡ができないとい

ういうような状態にあるのではないかと申うのでございます。新たに設置しなければならぬならば、従来の試験研究機関の実施は欠陥があつたのではなからうかと思つておりますが、その欠陥と機構の設置の理由を詳しく説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(大石武一郎) お答え申し上げます。今までの各種の、及び各地方の試験研究機関も、それぞれ非常に働きをいたしまして、日本の農業の進歩なり農村経済の向上に一番努力いたしておると存じております。ただし、このようにただいま問題になつております最高技術会議のような、全部の試験研究機関を統合して、そこで重要な研究の方針をきめるとか、あるいは課題を選ぶとか、それによつて分担研究するといふような施設、方法は今までございませぬので、やはりこれはもっと早くからこのよう施設が、方法があるべきであつたろうと思つてございまして、従ひまして、今までの別に研究機関なり研究法において不足があつたとか、あるいは努力が足りなかつたといふことは決してございませぬけれども、やはりこのような全体を総合するやうな、いわゆる大所高所から見るやうなものはぜひあつた方が、指導方針のものにはぜひあつた方が、今後の農業の向上にも非常に役立つと、こう考へる次第でございまして、なおこの会議が十分に機能を發揮しますやうに、これは初めてでございます。必しも要求通りとは申されませんが、今後これを広く重要視いたしまして、この方の予算は十分に獲得する方針でございまして、なお詳しくこのことに関しましては文書課長よりお

答えたいと存じます。

○説明員(村田三三三) 農林省の試験研究機関は非常に種類が多いことは、あるいは三橋委員も御存じのことと存じます。農業関係にいたしましても、農業技術研究所があり、さらに各プロックに八つの農業試験場を持つております。あるいは養蚕の試験場は別途これは一つございしますし、その他家畜衛生試験場、あるいは食糧研究所でありますとか、あるいは林野関係につきましてもは林業試験場、水産につきましてもは水産研究所、あるいは真珠研究所、それから、以上申し上げたのは自然科学的な試験研究部門でございます。さらにはまた社会科学的な試験研究部門といたしましては総合農業研究所というふうに非常に種類が多いということ、そのそれぞれの試験研究部門が非常に何と申しますか、専門分野にわたって深く調査研究をして参らなければならぬ、これが農林省の試験研究の特質の一つであるかと存じますのであります。こうした非常に複雑であり、多岐にわたります試験研究の機能と申しますか、運営につきましても、従来これを総合的に、この法案がうたっておりますように調整をいたします機能としては何らないのでございします。次いで申しますならば、農林省の官房がその前に設置法上は当るべき性格のものでございします、具体的に申しますならば、これらのそれぞれの試験研究機関の予算編成等につきましても、官房の予算課が編成についての最終決定をいたしておるうちに、予算課は予算編成を通じて試験研究の翌年度の計画等についてタッチができる、総合調整ができ

るという程度のものであろうかと存じます。それ以外のものでございましては、たとえば決算等から見まして、官房の経理課なりあるいは検査室等が若干のタッチをしておるという程度ではなかったかと存じます。従いまして、今後におきます試験研究の基本的な方針でありますとか、あるいはいろいろ各試験場から出て参ります試験研究の要求は、中にはそれぞれダブるものもあるのではなからうか。それらを調整します機能というものにつきましても、どうしても新しい何らかのそういう機能を果します機関が必要になって参ったのでございします。これがこの新しく技術会議を設けます根本的な理由に相なるかと存じます。

○三橋八次郎君 国の試験研究機関と相関連いたしまして、地方の農業試験研究機関というものが相当な役目を演じていると思うのでございします。しかし試験研究機関は、国においても県においても同様で、非常に冷飯を食わされていくというふうな状態でございますが、国の方の試験研究事項に関連しまして地方の農事試験場で行なっていることにつきまして、一体農林省でどのくらいのお金を出しておられますか。

○説明員(庄野五一郎君) 試験研究につきましては、御承知の通り、全国を通じて基本的なものは西ヶ原の農研でやりました。それから地域共通の基本的なものを国の農業試験場で実施しておりますが、各県にその基本的なものを実施するなり、あるいは各県の地方に適應した実験をやるために、各県におきましては御承知の通り農業試験場が設立されておる、こういうことでございまして、国の試験も県で実施いたしております試験も、みな一つの非常な密接な連絡があるわけでございまして、国の試験研究につきましても、地方の農業試験場には指定試験あるいは連絡試験、あるいは常設試験といったようなんだんだん農業の実態に密着した試験が実施されておる段階でございします。それに対して、国の分には直接の予算を計上いたします。それから国の農業試験場に実施いたさせます、国との関連におきまして試験研究機関には補助金を出す、こういうことになっております。ただいまのところ、合計都道府県の試験研究機関に補助金として流しておりますものが、三十一年度におきましては二億七千三百万円程度がございしますが、これは都道府県の農業試験場の補助、それから都道府県の畜産試験場の補助、それから農林省の畜産試験場の補助、それから農林省全般の予算でございします。農業試験場、それから畜産の試験場、林業関係合算しまして二億七千三百万円、そのうち一般農業関係の分が二億六千、こういうことになっております。

○三橋八次郎君 今お話を伺いますと、農業会議の使命というものは相当重大なものであると思っておりますが、しかし重大使命があるにもかかわらず、この要綱を見ますと、農林省の付属機関ということになっておるのでございますが、付属機関らしいのとはどういふ重大使命を達することはできるのございしますか、一体。

○説明員(村田三三三) 技術会議は御指摘のように会長と委員六名をもって構成いたしまして、それに事務局を付するようになり、一種の合議体の機関に相なっておりますのでございします。もとより一般の行政委員会のように対外的に意思決定をいたすものではないと存じます。主として農林省内部において、農林大臣の付属機関として省全体を総括する、全体の試験研究についての総括をして参る。しかもそれが先ほど御説明申しましたように非常に分野が多岐にわたります。従いまして、とうていある一人の局長とか長官とか、こういった独任的な機関の判断だけでは処理が困難であるという意味合いから、合議体の委員の合議によりまして方針なり調整の決定を願う、やはりかような組織にいたしておるのでございまして、またそうした組織であるので、初めて運営の十全が期し得られるのではなからうか。なおかつふだんの事務的な処理につきましても、事務局を付置いたしておきますので、そうした運営方式が最も効果的でもあると存ぜられるのであります。さういふ意味合いから付属機関という形式をとりまして、あえて行政委員会的な外局的な大きな機構、組織的には大きなさういふ機構をとる必要を感じておらないのでございします。

○三橋八次郎君 今のお話を伺いますと、この会議の重大使命というものを達するにははなはだ貧弱だと思つたのでございしますが、予算の折衝を行なつた後、広く日本の農業に関する試験研究機関の調整とか、あるいは運営という点に企画をしていくという立場におきましては、やはりこれは付属機関というよりなことでなく、もっと外部的にも力のあるような、行政的な地位を持ったものに將來する気があるのございしますか、ないのでございしますか。

○政府委員(大石武一君) これは発足当時でございしますので、このような形式をとりまして、おいおいにはお話の方向にも移ろうかと考える次第でございます。なお、この委員会は、会長以下委員には非常に優秀な人を選任いたしまして、なお事務局には事務次官に四敵する省内の人物を充てたい、こう考える次第でございします。

○三橋八次郎君 次に会議の内容及び所管事項に關することでございますが、この法律案の要綱によりましますと、所掌事務は六項目にわたつておるようございします。それぞれ具体的な内容をお聞かせしたいのでございします。

○説明員(村田三三三) 法案の第十四条に「会議は、左に掲げる事項を行う機関とする。」と規定いたしてあります。第一号に「農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に關すること。」を掲げておりますが、この基本的な計画の企画と申しますと、先ほど来いろいろ御意見が出ておりますように、試験研究方針の根幹となる基本計画をどうするか、こういった問題、あるいは各試験研究機関の協力を必要とするような試験研究についての総合研究計画を立てていく。あるいはまた各試験研究機関の組織や運営についての基本計画をここでやはり立てて参るといふような問題、さらにはまた各試験研究機関の施設の整備、施設をどのように整備して参るべきかというふうな問題を、もちろん具体的な問題は除きまして、基本計画をここでやはり立てて参る。さらに試験研究の、たとえば能力の向上はどういうふうにして参つたら

よいかというふうな点も、やはり基本的な事項に相ならうかと存じますが、そうした基本的な計画の企画なり立案をやつて参ることが第一号に掲げておる事項でございます。それから第二号には「農林省の試験研究機関の行つた試験研究に関する事務の総合調整に関すること」ということをうたつております。これは試験研究関係のあらゆる予算をこの会議が審査あるいは調整をした上で予算要求を行うというふうな、予算の調整の問題が第一に考えられることと存じます。さらにまた、試験研究機関の重要な人事等におきまして、調整を必要としたしまするならば、この会議でこの第二号の規定によつてその処理が可能であると存じます。第三号の「農林省の試験研究機関の行つた試験研究の状況及び成果の調整」でございます。これは、文字通りそれぞれの試験研究機関が行なつておる研究の状況なり、あるいはいかなる成果をあげているかということの調整を行うわけでございます。第四号の「農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること」という事項でございますが、これは農林省のそれぞれの試験研究機関が行います試験研究の実施面自体について、相互に緊密な連絡のもとに均衡を保持しながら行うことによりまして、総合的な効果を發揮し、かつ行政上の要請に的確に即応するよう必要な調整を行う、こういう趣旨でございます。第五号に掲げておられます「都道府県その他の者の行つた農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成に関すること」でございますが、これは、たとえば農林省のそれぞれの局が試験研究関係の助成をいたしておる仕事がございますが、それらの基本方針をここでやはり樹立をしますか、あるいは実施について必要な調整もはかつて参る。あるいはまた、例外的には、一部局だけでは助成することが困難な総合的な試験研究等があるのをごいいまするが、それらは会議から助成することが考えられようかと存じます。これが第五号の規定でございます。第六号には「農林省の試験研究機関の行つた試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること」でございます。これが、試験研究というものが生産者の実態と遊離しないように、試験研究の成果が川下普及行政に移されまして、そうして生産者に活用されなければ意味がないのであります。一方生産者の技術上あるいは経営上の要求が普及行政を通じてスムーズに試験研究というものの反映されていくようにいたしたいというのが第六号に規定している事項でございます。

以上でございます。

○三橋八次郎君　そこで、今事務の内容を伺つたのでございますが、その内容のことにつきまして、まだ一、二お伺いしたいと思ひます。まず第一に、この会議と農林省の各試験研究機関との関係は一体どうなるのをごいいますか。

○説明員(村田三三三君)　法案の第十四条の全体からこれは出てくることでもございいます。法案の第十四条の中に、いろいろ試験研究機関の行つた試験研究に関する事務の総合調整でありまして、あるいは試験研究の状況や成果の調整でありますとか、あるいは第十四条の第四号に規定しておりますように試験研究機関の運営の指導であるとか、こういう規定の仕方をいたしておりますので、それぞれの各試験研究機関の、この会議が何といひますか、最高の中央機関になる、かように理解をいたしております。

○三橋八次郎君　最高の中央機関といひますと、中央技術研究所はもろに置かれるということに解してよろしうございいますか。

○説明員(村田三三三君)　その通りでございます。

○三橋八次郎君　それから「都道府県その他の者の行つた農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成」でございますが、この助成と申しますのはどの程度におやりになるのをごいいますか。

○説明員(村田三三三君)　従前農林省におきましては、都道府県の試験場につきましても、都道府県にそれぞれ局におきまして助成の事務を担当いたしております。この法案の第十四条の第五号に規定いたしております趣旨は、従来各局がそれぞれ行つた助成の事務を行なつていただきます、直ちに排除するものではございませんけれども、先ほど申しますように、一部局だけに助成することが困難な試験研究等があると思ひます。特に最近いろいろな、たとえば原子力の平和利用でございいますとか、あるいは試験研究の分野が開かれつつございまして、それはある特定の一部局だけではかえつて能率を阻害するというふうなものがございまして、そういう数部局、あるいは二部局以上にまたがりますような試験研究につきましても、会議がみずからこれを都道府県等に対して助成をして差しつかえない、かように解釈をいたしております。

○三橋八次郎君　今までもそういうふうなものはたくさんあったと思うのですが、たとえばパラチオンの人体に対する障害を緩和するために、厚生省など共同研究をやつていかなければならぬものもあつたと思ひます。ですが、これまでそういうふうな面で、多少はかの省から農林省の方で金をとつて、そして研究機関にやつたという例はございいますか。

○説明員(庄野五一郎君)　農林省の方で予算を組みまして、農林関係の試験研究に配分する、あるいはその配分におきまして、研究のテーマが農林省以外の試験研究であつた場合、たとえばこれまでに厚生省の衛生試験場、そういったところに委託した方が適當である、あるいは府県の試験場に委託した方が適當である、そういうものは応用研究費の中からテーマを限つて委託試験といったような形で出してあります。また半面、はかの方からは、特に文部省関係が一部、農林省の方に試験の実施の委託があつたと承知しております。

○三橋八次郎君　農林省の方からははかの方に出した例があるけれども、農林省の方でははかの方から出してもらつた例はない、こう言ひますけれども、広範な増産並びに生活改善というふうなことになる、農林省だけの問題でなくて、はかの省とも折衝をして、むしろはかの省に予算を組んでもらつて、農林省の方に回してもらつて適當なものがあると思ひます。

○三橋八次郎君　この法律案の要綱の所掌事務の一項に、基本的な計画及び立案に関するものとありますが、この基本的な計画とはどの程度のことをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(村田三三三君)　私も実は技術者でございまして、的がはずれてゐるか存じますが、試験研究の基本的な計画でございいますから、たとえば試験研究方針の根幹をなすものが何であるかというふうな問題も、抽象的には言ひますのでございしますが、私の感じました点では、たとえば農林省は原子力の平和的な利用、特にアイソトープをトレーサーとして利用いたしましていろいろの研究をするにやつておりますけれども、それなども当面一番……たとえば今やつておりますのは畜産についてやつておりますし、一般農業についてもやつております。

し、あるいは家畜衛生試験場あたりでもそういうものをいたしておるのでございしますが、それをそれぞれの試験研究機関が、それぞれの着想に基いてやることそれ自体は決して悪いことじゃないと存じますが、おのずからその中に緊急性とかあるいは重要度とかというものがあつてしるべきではないかというかと思ひます。従ひまして、場合にやりますれば、農業部門でやっておりまする稲の品種改良等はしばらく待つても、たとえば水産の方のアイソトープの利用等についての試験研究を促進すべきであるとか、そういう基本的な何か方針というものが生み出されるような場合があり得るのではなからうか。例が果して的確でございましたかどうかです。かくじたるものがございまして恐縮でございすけれども、そういうことが考えられるのでございす。

○三橋八次郎君 どうも例は的確でございせんすね。(笑聲)と申しますのは、今農山方面の技術指導なり試験研究をやめてアイソトープにいくというのには……品種改良を休まなければならぬ、まあ品種改良というものは時代が続いているのですから、一年休んだら今までの研究というものは無になつてしまふのでございす。得てして試験研究機関の方も流行とかというものは確かにあります。しかし農業関係の試験研究事項につきましては、進む段階においては、流行は一、二のものはあつてもいいと思うのですが、しかし国があつて古いものを捨てて新しいものにいくというようにならぬ十五、二十年かかることは、これはまだで

ないのです。それをアイソトープがはなやかになつたからそつちの方に研究者を向けてしまつて、あつた方は下げなければならぬということになります。と、先にやつた十五年二十年というものは全く水のあわになつてしまふ。それです。それから科学技術の研究などというものは多少見方を変えて、腰を落ち着けて試験研究をやつていく、こういう雰囲気を作つていかなければならぬと思ひます。この会議によつて総合調整をはかつてゆくということはないかと思ひます。もういふことはなすけれども、こういうようなことはもう過去すでに何べんも試験研究の管理をやつたことがあるのです。あるけれども、その実績は思うようにならぬといふことはどうなんところにあるかといふことをもう一度研究してみなければいかぬことだと思ひつてゐるのです。が、そうなるで参りますと、やはりこ

ういふ会議などを設けましても、過去の試験研究機関の調整というものができなかつたという歴史的な事実というものも十分研究していただかなければならぬので、こういうようなものができたために、ほんとうに農業の試験研究機関としての落ちついた性格を破壊しないように十分一つ注意してもらひなればならぬと思ひます。この総合調整と申す中にあります事務の総合調整と申すことがありますが、これはどういふことを行ふのか、また調整については実際にどういふように行われるのか、その例をあげて説明をしていただきたいと思ひます。

○説明員(村田三三三) 事務の総合調整でございますが、試験研究に關しする事務としてさしあたり私どもも予想しておりますことは、試験研究関係の予算であります。予算が第一でありまして、それからさらに考えられますことは、試験研究機関の重要人事等につきましても考えられるのではないかと存じております。

○三橋八次郎君 その次は会議の運営のことでございますが、試験研究機関の管理を会議のほかに原局あるいは原庁でも従来通り行ふということでございますが、それでは二重行政になるように思ひますが、これは弊害はございせんか。

○説明員(村田三三三) 御指摘の点ももともな御意見だと存じます。設置法上はそれぞれの原局に試験研究に關する行政事務を一部譲りして原局とするし、一方技術会議はそれらの原局の事務も含めまして、全体を総合調整するといふふうな立場に立つておるもので、運用よろしきを得なければならぬので、運用よろしきを得なければ、ただいま御懸念のような点も全然予想されなかつたといふ存じます。しかしながら、そのために先ほども申しましたように、この一つの機関が会議体になつた大きな理由もそこにあるので、それはなかつたかと思ひます。

それと、その分野に明るい会長並びに委員が六名おありまして、なおかつ法案の十五条の三号にも規定いたしておりますように、会長、委員は任期制をとつておられ、任期は四年、大臣がかわつたからといって直ちに会長や委員の解任が行われる、改選が行われるといふことであつて、ただいま御指摘のように試験研究といふものの性質を無視するといふことに相なります。

で、さうなことも配慮に入れておりますし、なおかつ法律の文面には現われておりませんが、予算上は専門委員といふ者を十名程度置く予定にいたしております。これらもそれらのたとえば試験研究に關する試験研究の担当者でありますとか、あるいは原局の専門家でありますとか、さういふ専門家を委嘱することが可能でございす。その間の調整も連絡よろしきを得れば十分調整が可能であると思ひます。

○三橋八次郎君 今、二重行政といふようなことにつきました。これはまだ懸念のあることだと思ひますが、運営よろしきを得ればその弊を除くことができるといふので、一応そこはそれといたしておきまして、特に予算の編成、それから予算の折衝、それから配分の方法、それから人事について従来のやり方及び今後のやり方につきまして具体的に一つお話を伺ひたいと思ひます。

○説明員(村田三三三) 従来の試験研究の予算要求の手順といたしましては、それぞれの試験研究機関から要求の取つたものをそれぞれの関係の局で取りまとめをいたしまして、官房の予算課長のところで査定を受けておりました。その査定でもまゝ受けておりました。その査定に説明をいたします。その説明はそれぞれの関係の局と、あるいは必要に応じて試験研究機関も説明に参つておつたと存じております。さうな要求の手順を踏んで参つておられますが、今後この技術会議ができて参りますと、技術会議はまず技術会議で来年度予算要求の、農林関係の試験研究につきましても予算の要求の

基本方針をまず御決定を願うわけでございます。それが第十四条の一号に規定があるわけでございますが、さういふ予算編成の最高方針、基本方針というものがきまると、その基本方針ののちをまして、各試験研究機関は予算の要求書をお作りになり、会議の承認を経られました上で予算課に對する予算説明を行ふ、かような段取りになつて、従前とそこに……あるさういふ一つの特定の機関によつて通過されたものが予算課に参る、各局各局それぞれの、あるいは各研究機関それぞれの独立した考え方でなくて、総合的に調整され、通過された案というものが官房の予算課に説明されて参る、それが決定された上で大蔵省に要求をする、かようなことに段取りが變つて参るのではないかと存じます。また予算の配分の方でございす

が、この配分の方も、従前はそれぞれ予算が取れますと、それを主としておられます原局がその予算の配分をいたしておるわけでございますが、會議ができますと、まず會議が一応予算執行の全部を掌握されることに相なろうと存じます。もつとも會議が全部の予算の配分権を掌握いたしますけれども、そのうち、たとえば非常に事務、人件費等のコンスタントに支出されるようなもの、これらはそれぞれ関係の原局を通じた方がよりベターでございまして、それで會議をわざと人

を擁してまで計算する必要はない、むしろ先ほど申しましたような基本的な重見な予算の配分、あるいは各局にまたがりまして調整をしなければ配分が困難なような予算、さうしたものは

議みずからが配分をされてゆく、かようなことになって参るのではなからうかと存じておりますが、これらもすべて会長なり委員なりが合議でおきめになることでありますので、一にかかって今後の会議の運用に期待される点であらうかと存じております。

○三橋八次郎君 試験研究と行政との間には緩密な関連が必要だと思つてございすが、この関連をどういうようにして確保するのか、それから各局間、特に各局の付属研究機関というものがあつますが、その相互の間における調整というものはうまくゆくのうか、どういふような方法でそれを調整してゆくのか、それをお伺いしたいと思います。

○説明員(村田豊三君) 御指摘の点、われわれも懸念のある点でございす。従いまして具体的に今度でございする事務局が司会をいたしまして、それぞれ各局なりあるいは各局に属してあります試験研究機関の人々と、何と申しますか、連絡会議と申しますか、連絡調整会議とでも申すものを絶えず開きまして、技術会議と、各局並びに各局に關係のあります試験研究機関との連絡を密にして参りたい、かようにいたしたいところと考えております。

○三橋八次郎君 局内の連絡を緊密にすることはもちろん必要でございすが、緊密にいたしまして試験を行うこととなるわけでございすけれども、試験研究機関のこまかい部分にまでわたつて会議は指導を行うのでございすか、どうでございすか。それからまた、その指導が予算を伴つた場合におきましては、研究者に対するいろいろ

るな意味の圧力にならないかどうかという点。それからその指導というものの範囲はどの程度でやられるのか。なおまた会議が人事の問題まで行うとしましたら、その指導は人事にまで及ぶおそれはないかどうか、こういうようなことを一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大石武一君) お答えいたします。御懸念の点に關しましては、ごもつともでございすので、そのようなことをいたさないような方針でございす。たとえばこの技術会議が、六人、会長入れて七人の委員でございすし、事務局がありまして、全部の各地の試験研究の機関のこまかいところまで容れ得るような、とてもそんな事務は扱ひ上できませんし、やはり農林省としてどうしても農山漁家の生活の向上に關する基本的な問題を中心として、それを重点的に指導をする、分担するといふようなことをするわけでございす。もちろん各研究機関には固有の方針なり予算なりがございすし、それからそれを尊重して、それをただ全体の大きな問題を誤りなく取り上げさせるということになるわけでございす。

たとえば先ほど仰せられましたように、技術会議は参謀本部のようなものでございまして、あとの各試験研究機関は、何と申しますか、各前線部隊と申しますか、そういうものであらうと思ひのでございまして、人事とか何とかいふこまかいことまでは干渉いたすべきではないと考える次第でございす。

○三橋八次郎君 今、一番おそれます

のは、試験研究機関におります研究員は、安定した気持で試験研究を継続するといふことは、これは能率を上げる上においても一番必要なことだと思ひます。試験研究には二つの方法があるでしようけれども、一つは行政上の必要から研究しなければならぬことがある。一つは科学的立場によつて研究をしていかなければならぬ事柄、二つあると思ひます。行政上の必要によつて試験研究をやらなければならぬ、こういうものが起りました場合に、そういう組織があればいいでございすけれども、そういう組織がない場合にございましては、既存の組織を削減いたしまして、その方に持つていかなければならぬといふような、こういう事態が起ると思ひます。そうなるにつきますと、先ほどお話し申し上げましたように、農業方面の試験研究といふものは、たとえそこに三十人就職しましても、稲作につきましては三十件よりも試験ができないのでございまして、ただ一時の行政的な要請によつてこういうものをやらなければならぬ、それにはこういう組織の方から削減してこつちの方へひつつけていくといつたら、前にやつておつた研究といふのは一時中絶される、こういうおそれが出てくるわけでございす。そこで指導的なそういう問題が起りました場合に、これは既存の組織を削減していくのか、それとも新たにそういう指導部隊を設けてやつていくのか、その点を一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大石武一君) 今のような御懸念は、これは会議ができてから急に起つて参りますのではなくて、今ま

でもそういうことはたびたびあつたわけではございす。たとえば黄粟米問題が起れば、黄粟米の急な研究をしなればならぬ。いろいろな問題が起ると思ひのでございす。これはもちろんそういう問題が起りました場合には、その研究のために今までの研究をやめるとか、あるいは機能を停止するとかいふことは一切やらないで、新たなそういうような研究の部門と申しますか、機関を作つてやらすべきであらう。そうでなければ根本的な長年月にわたる基礎的な研究はできないと考える次第でございす。

○委員(青木一男君) 三橋君、大体この程度でございすの議事はやめる予定になつておりますから……。

○三橋八次郎君 まだ少し残つてゐるのですが……。

○委員(青木一男君) この次に……。本日はこれにて散会いたします。午後零時十六分散会